

第3回清瀬市使用料審議会会議録（要旨）

会 議 名：第3回清瀬市使用料審議会

事 務 局：企画部財政課財政係

開催場所：男女共同参画センター4階会議室1

日 時：平成25年10月24日（木曜日）午後6時30分～午後8時30分

出席者：委員10名（辻会長、内野会長職務代理、堀委員、小俣委員、川原委員、木下委員、稲田委員、堀川委員、梅原委員、金子委員）

その他6名（企画部長、財政課長、子育て支援課長、財政課財政係長、他2名）

欠席者：0名

傍聴者数：5名

会議次第

1. 開会

2. 第2回議事録（要旨）の確認

3. 議題

（1）認可保育園における保育料適正化について

（2）その他

4. 閉会

審議経過

1. 開会

会長より開会の挨拶

2. 前回会議録の確定について

会長が各委員に対して確認し、委員から下記の4点について追加するように指摘があった。事務局にて再度作成し、次回会議に改めて確認することとなった。

(1) 滞納の対策について

(2) 多子世帯として軽減措置される適用条件について

(3) 「市の最高階層であるD17階層の3歳未満児の第1子保育料を市が5万円以上肩代わりしているのは公平ではないのではないか」という意見について

(4) 消費税率8%への改正に伴う保育料の改定時期について

3. 議題

(1) 認可保育園における保育料適正化について

事務局より下記の資料について説明

・資料6 「保育園運営に係る市負担額の推移」

・資料7-1～5-2

「現基準額表47. 6%と新基準額表49. 0%の比較表」

(委員からの意見・質問)【「⇒」以降は事務局の回答】

・委員から資料の提示があり、以下の点について意見があった。

◇清瀬市は、多摩26市の中でD階層の階層数が少ない方なので、D階層を細分化するべきではないか。

◇他市と比べると、所得税課税額が一番低いD1階層では、2,000円の所得税課税額で第1子の保育料が7,000円というのは高いのではないか。

◇C階層、D1及びD2階層辺りの階層は、収入から税金、社会保険料及び雇用保険料等を差し引かれるとB階層とあまり変わらない収入と思われるので、C階層、D1及びD2階層辺りの保育料についてもう一度検討する必要があるのではないか。

◇国階層の第8階層に当たる階層は、清瀬市にはないため、国に該当する層を設定し、高階層に対してもう少し負担をお願いしても良いのではないか。

◇多子軽減の保育料について比較すると、第2子は半額・第3子以降は

0円としているのは19市、第2子以降の考慮がされているのは4市、第3子以降の考慮があるのは1市、全く考慮していない市も1市あった。これを考えると、清瀬市の保育料は、第2子は半額・第3子以降は0円であり、多子負担軽減が考慮されていることが分かる。

◇階層ごとの保育料の差額を見ていくと、差額にばらつきがある。特に、D14階層以降については、保育料にあまり変化がないが、理由があるのか。

⇒基本的に、現保育料が上位階層に保育料の幅を持たせていない状況である。現保育料に対して、改定率均等で新保育料を作成しているため、改定幅に差がないのはそのためである。その差を解消しようとしているのが、資料7-5-1及び資料7-5-2である。

- ・固定資産税を払っていると、付加徴収金として、同じ所得税課税額の階層でも上の階層に上がってしまう市もあるが、清瀬市は付加徴収金を考慮していないので、良心的な市と言えるのではないか。
 - ・保育料の年齢区分及び第2子以降の保育料の考慮については、多摩26市の中では標準的である。
 - ・同時に在園していないと適用されない多子世帯の軽減措置の適用については、国基準と同じである。
 - ・資料7-5-2は、将来的には理想形だとは思いますが、急激な変化を考えると、階層を細かくし、改定は現行に近い形としている資料7-3が良いのではないか。
 - ・全ての改定案を見ても、D1階層を200円改定すると、C階層との差が広がってしまうので、D1階層の改定幅を検討しても良いのではないか。
- ☆事務局より、収入額（参考）は、その階層の最低額ではなく、その年度に該当している階層の平均値である旨の説明をした。
- ・資料7-5-2は、将来的には理想形だとは思いますが、現状からの改定案としては、改定幅を考えると資料7-3が良いと思う。また、将来の理想に向けて、次回に作成してもらった資料7-3ベースの資料と資料7-5-2とを比較した表もほしい。

⇒次回の会議で提出する。

- ・今回の審議会は、前回の平成19年開催から6年空いている。消費税率の改正を考えると、経済状態が大きく変わる可能性もあるので、開催期間を3年に縮小する等、今よりも短くしても良いのではないか。
- ・子ども・子育て支援新制度が2015年（平成27年）4月1日から始まれば、基本的な保育料の考え方が「保育を欠ける要素」から「保育を必要とする」という風になってくる。そうすると、短時間の就労のパートタ

イム等でも保育園に入り易くなっていく。また、消費税増税分の財源のうち、新しく7,400億円が加わり、短時間利用児という給付のあり方が発生し、別の保育料を設定していかななくてはいけなくなると思うので、新制度に併せて、市から新たに諮問等があると思う。

- ・高所得者の保育料を市が5万円に達する位肩代わりしている。現状の保育料が高く、人数が少ないので改定しても徴収割合があまり影響しない点はあるとは思うが、高所得者になるにしたがって市が肩代わりしている保育料の割合が大きくなるのは、矛盾している気がする。高所得者の肩代わり保育料の幅を縮める考慮も必要ではないか。

(決定事項)

今後の審議会の進め方について以下の方針を決定した。

- ・所得税課税額の幅が他の階層と比べると規則性がない第7階層と第8階層をそれぞれ2分割し、市基準額表を国基準額表の第8階層に対応させるためD17階層を3分割した資料7-3の所得階層を基本とする。
- ・C階層の改定幅をマイナスにすると、D1階層との保育料幅が更に広がってしまうため、第2回での決定事項のとおり、C階層は据置き、D1階層及びD2階層辺りの改定額を下げた案を提示して検討する。
- ・D7階層及びD8階層の2分割した場合の改定額については、複数案を提示する。
- ・D17階層を3分割した場合の改定額に差を設ける案を提示して検討する。

(2) その他

第5回の審議会の日程は、下記のとおり決定した。

- ・第5回：平成25年12月12日（木）午後7時00分～

4. 閉会